

90号事件

第1 審査会の結論

本件審査請求に対する実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の要旨

審査請求人が開示を求める文書は、「桑名駅西区画整理事業の墓地の設計図の記載について、桑名駅周辺整備事務所の佐藤所長と国交省担当課長との間に交わされたメールの全内容」である。

第3 実施機関の説明の要旨

桑名駅周辺整備事務所の佐藤所長と国交省担当課長との間に交わされたメールは存在しない。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、桑名駅周辺整備事務所の佐藤所長と国交省担当課長との間に交わされたメールが存在するか否かである。

- 1 実施機関の説明では、桑名駅西区画整理事業の墓地の設計図の記載について、桑名駅周辺整備事務所の所員と国交省との間に交わされたメールは、存在するが、佐藤所長と国交省担当課長との間に交わされたメールは存在しないとのことである。
- 2 審査請求人の説明でも、佐藤所長より、「所員と国交省のやり取りのメールはあるので、もう一度、開示請求をして欲しい」との説明は受けたとのことである。
- 3 公文書開示においては、文書の特定が必要であるが、本件事案は、佐藤所長と国交省担当課長との間で交わされたメールであると特定されており、その意味するところは明確である。このようなメールは存在しない以上、実施機関が当該公文書が存在しないとして非開示にしたのは相当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 6 月14日	・ 審査請求諮問書受理
6 月16日	・ 実施機関に対し公文書不存在非開示決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
6 月24日	・ 実施機関から公文書不存在非開示決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
6 月29日	・ 異議申立人に対し、公文書不存在非開示決定理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
7 月15日	・ 異議申立人から、意見書の提出及び審査会会議出席届出書を受理
7 月27日	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明の聴取 ・ 審議 (第1回審査)
8 月31日	・ 書面審理 ・ 異議申立人の口頭意見陳述 ・ 審議 (第2回審査)
9 月26日	・ 答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁護士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁護士
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	富 田 仁	大学教授